

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考												
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第14号 飼い主のいない猫の為にシェルター設置に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区営の飼い主のいない猫のためのシェルターを設置するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月16日</p>	<p>1 審査経過</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和5年6月15日</td> <td style="width: 50%;">令和5年10月11日</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月13日</td> <td>令和6年3月8日</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月18日</td> <td>令和6年10月8日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月4日</td> <td>令和7年3月10日</td> </tr> <tr> <td>令和7年6月30日</td> <td>令和7年10月7日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月4日</td> <td>令和8年3月9日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>動物の飼育は「動物の愛護及び管理に関する法律」において所有者の終生飼養が定められている。区としては法の趣旨に則り、区報やホームページ、窓口でのチラシの配布等を通じて、飼い主に動物の特性を理解し、命を終えるまで責任をもって飼うことや、不測の事態に備え、協力者を事前に準備するなど、意識啓発に努めることで、飼い主のいない猫が発生しないよう未然防止の取り組みを進めている。また、令和6年度から開始した動物の相談支援体制整備事業は3団体の参加のもと、猫の譲渡会の開催費用や譲渡にかかる手術・検査費用の助成を行っている。</p>	令和5年6月15日	令和5年10月11日	令和5年12月13日	令和6年3月8日	令和6年6月18日	令和6年10月8日	令和6年12月4日	令和7年3月10日	令和7年6月30日	令和7年10月7日	令和7年12月4日	令和8年3月9日	
令和5年6月15日	令和5年10月11日													
令和5年12月13日	令和6年3月8日													
令和6年6月18日	令和6年10月8日													
令和6年12月4日	令和7年3月10日													
令和7年6月30日	令和7年10月7日													
令和7年12月4日	令和8年3月9日													

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
 障害福祉部 障害者支援課
 健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 16 号の 2 化学物質過敏症や電磁波過敏症、 および感覚過敏（LED等の強い 光や香料などのにおい、工事や車 等の大きな音）の障害者支援に関 する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及 び感覚過敏の障害者支援に関する 下記の事項について、区に働きか けてください。 (1)標記障害に対応できる自然環境 のよい場所に入所施設を建設し、 障害者支援を整備すること (2)保健所・教育関係機関・医療機 関・放課後支援機関などのこども が過ごす機関、障害者施設、高齢 者施設、区役所や図書館等の公共 施設にポスターやリーフレットを 配布することを前提とした各担当 課を含めた調査や勉強会を開くこ と</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年6月15日</td> <td>令和5年10月11日</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月13日</td> <td>令和6年3月8日</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月18日</td> <td>令和6年10月8日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月4日</td> <td>令和7年3月10日</td> </tr> <tr> <td>令和7年6月30日</td> <td>令和7年10月7日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月4日</td> <td>令和8年3月9日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)障害者入所施設では、入浴や排せつ、食事等の介護、その他必要 な日常生活支援のための障害福祉サービスを行っていることから、化 学物質過敏症などに対応できる施設を整備することは困難であると考 える。障害者への支援については、本人の状況や生活上の困りごとに 応じて既存のサービス等の利用を案内している。</p> <p>(2)化学物質過敏症は、未解明の部分が多い症状であり、科学的知見 に基づく実態解明が進んでいないことを考えると、ポスター等の配布 を前提とした勉強会の開催は、現状では難しいものとする。</p>	令和5年6月15日	令和5年10月11日	令和5年12月13日	令和6年3月8日	令和6年6月18日	令和6年10月8日	令和6年12月4日	令和7年3月10日	令和7年6月30日	令和7年10月7日	令和7年12月4日	令和8年3月9日	<p>5 陳情第 16 号の 1 趣旨（3）は企画総務委員会付託</p>
令和5年6月15日	令和5年10月11日													
令和5年12月13日	令和6年3月8日													
令和6年6月18日	令和6年10月8日													
令和6年12月4日	令和7年3月10日													
令和7年6月30日	令和7年10月7日													
令和7年12月4日	令和8年3月9日													

(4)化学物質や電磁波など脳を刺激する強い光や音、においなどによる健康被害に対する予防と使用の禁止など、標記障害がある方の体調への配慮やこどもへの健康被害の予防を含めた注意喚起や啓発を行うこと

(5)標記障害に対応できる医療や療養環境、行政対応や障害への理解を整備すること

(6)標記障害について、区報に掲載し、障害への理解や啓発活動を行うこと

(7)上記趣旨1、2及び4から6について、当事者との協議のもとで推進すること

3 請願・陳情の受理年月日
令和5年5月17日

(3)国民生活センターや東京都、江東区のホームページで香りへの配慮やシックハウス症候群等の啓発を行っている。また、消費者庁が作成した香りの排除に関する啓発ポスターについて、区のホームページにリンクを貼るとともに、保健所及び保健相談所に配架している。区民から情報提供を求められた際には、各ホームページなどを案内しながら対応していく。

(4)化学物質過敏症などは、症状を示すものであり、それ自体が障害ではないことから、障害分野での対応は難しいものとする。その上で、障害全般に係る行政対応や障害への理解については、これまでどおり窓口や電話対応において、利用者の満足度向上に向け取り組んでいくとともに、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
 障害福祉部 障害者支援課
 生活支援部 保護第二課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 17 号 障害者支援と障害者の立場や生活水準の改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)非課税世帯や年金生活者などの低所得世帯への地域手当（目安として月額 5 万～ 10 万円）を支給すること。 (2)障害者差別解消法に基づき、区や病院、保健所や警察署、学校、区内事業者、区民等において、障害者を尊重し、個々の求めに応じた配慮の提供や障壁となる制度の撤廃に応じる義務を積極的に推進、啓発し、障害者一人ひとりの個別の事情に合わせた対応をすること。また、障害者や低所得世帯への支援業務を積極的に行うこと。</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)低所得世帯を対象とした支援については、各世帯の実情に合った支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげる「自立相談支援事業」の実施により、区民に寄り添った効果的な支援を続けていく。 (2)本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、来庁者等に対して合理的配慮の提供に努めている。また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切ではないと考えられる場合には、合理的配慮の提供は義務であることに加え、その提供方法は 1 つではなく、「建設的対話」を通じて、代替措置の選択も含め柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。また、障害福祉サービスの利用に当たっては、1 割の自己負担が原則となっているものの、減免対象者が大半となっているほか、その他各種減免制度もあり、生活水準に応じた対応が図られている。</p>	

<p>(3)障害者手帳や障害年金等の役所の申請に要する診断書代は、区が負担すること。</p> <p>(4)手帳の種別、等級にかかわらず、障害者の希望を尊重して、求めに応じて必要な配慮や支援を柔軟に提供すること。</p> <p>(5)上記1～4の対応については、当事者との協議のもとで推進すること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日</p>	<p>(3)障害者手帳申請に要する診断書代については、生活保護受給者に対し6,090円を上限に助成しているほか、障害年金受給者については、精神障害者保健福祉手帳の申請に当たり、年金証書の写しで代用しているところであり、生活水準に応じた対応が図られている。また、障害年金申請に係る診断書代については、年金事務所で対応するものである。</p> <p>(4)障害福祉サービスについては、障害の種別・等級ではなく、障害特性や心身の状態に基づく障害支援区分、利用者の意向、介護者の状況などを総合的に勘案して適切なサービスを提供しており、利用者に最大限寄り添ったサービスを提供できている。</p>	
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課
健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 18 号 慢性疲労症候群、化学物質過敏症、電磁波過敏症の身体障害者支援と医療の整備、療養環境の提供、障害への理解のための区報での普及啓発、シェルター建設に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)慢性疲労症候群や化学物質過敏症、電磁波過敏症について、身体障害者手帳の取得と身体障害者支援を受けられるようにすること。 (2)有害な化学物質と電磁波から身の安全を確保するため、スイス・チューリッヒのようなシェルターを公営で設置すること。 (3)医師会や区内病院、保健所等の関係部署と連携し、医療の提供や療養環境、障害者支援の整備を行うこと。</p>	<p>1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)身体障害者手帳については、身体障害者福祉法第15条による指定医が作成した診断書等を基に東京都において交付決定しており、慢性疲労症候群等の症状だけをもって手帳取得はできず、手帳所持を要件とした支援を受けることも制度上できない。</p> <p>(2)シェルターの公営施設設置については、現状では考えていない。</p> <p>(3)化学物質過敏症等については、科学的知見に基づく実態解明が進んでいないと認識しているが、症状のある方がいること、また、その症状も様々であることなどから、相談があった場合には、丁寧に状況を聞くなどし、適切な医療機関につなげていく。</p> <p>(4)現状においても作成可能である。</p>	

<p>(4)訪問診療で身体障害者手帳の申請のための診断書が作成できるようにすること。</p> <p>(5)区民に障害への理解が広まるよう区報に掲載し、人権擁護の観点からも普及啓発を行うこと。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日</p>	<p>(5)障害への理解については、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。</p>	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 19 号 ワクチン、医薬品副作用被害者への理解と救済、普及啓発に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) ワクチンや医薬品副作用被害に苦しまれる方に対して、区でも理解を示し、支援と救済を行うこと (2) 薬害について区民が正しい知識を持てるよう、普及啓発を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 17 日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和 5 年 6 月 15 日</td> <td>令和 5 年 10 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 12 月 13 日</td> <td>令和 6 年 3 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 18 日</td> <td>令和 6 年 10 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 12 月 4 日</td> <td>令和 7 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 6 月 30 日</td> <td>令和 7 年 10 月 7 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 12 月 4 日</td> <td>令和 8 年 3 月 9 日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) ワクチンや医薬品の副反応に対する制度として、予防接種法や医薬品医療機器総合機構法に基づく被害救済制度が存在しており、法に基づく制度が優先される。</p> <p>(2) 区では被害救済制度に関してホームページで周知しているほか、ワクチン接種の際に送付する予診票にお知らせを同封して個別周知を行っている。</p>	令和 5 年 6 月 15 日	令和 5 年 10 月 11 日	令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日	令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日	令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日	令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日	令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日	
令和 5 年 6 月 15 日	令和 5 年 10 月 11 日													
令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日													
令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日													
令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日													
令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日													
令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日													

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 20 号 化学物質過敏症、電磁波過敏症、慢性疲労症候群の障害者の安全な交通手段、生活環境、療養環境、支援体制の整備及び確保、障害への理解を求める為の啓発に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 及び 2 については区を通じて社会福祉協議会に、趣旨 3 及び 4 については区に働きかけてください。 (1)化学物質過敏症、電磁波過敏症、慢性疲労症候群の方が、社会福祉協議会のハンディキャブを安全に使えるよう新車を用立てるとともに、専用の運転手を雇用すること。 (2)ハンディキャブ利用時のガソリン代、運転手代を負担すること。 (3)化学物質過敏症、電磁波過敏症、慢性疲労症候群、薬害被害者の生活環境、療養環境の確保、支援の整備、啓発活動について、当事者と協議や研究、勉強の場を設け、支援の整備を推進すること。</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)化学物質過敏症等については、未解明な部分が多く科学的知見に基づく実態解明が進んでいないことなどから、確実に安全にご利用いただく環境の整備が難しく、化学物質過敏症等に対応した新車を確保することは困難と考える。また、専用の運転手については社会福祉協議会のボランティア・地域貢献活動センターに登録している運転ボランティアがいるため、雇用する予定はない。</p> <p>(2)ガソリン代については実費弁償として利用者に負担していただいている。また、運転手代については運転ボランティアを活用した場合には、同センターより運転ボランティアに対し謝礼金を支払っており、本人負担はない。</p> <p>(3)化学物質過敏症等の方の生活環境の確保等については、科学的な知見に基づく実態解明が進んでいないことを鑑み、協議や勉強会の開催は現状では難しいと考える。症状がある方からの相談があった場合には、適切な医療機関につなげるよう今後も継続していく。</p>	

<p>(4)化学物質過敏症等に関する記事を区報に掲載し、普及啓発を行うこと。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日</p>	<p>(4)状況の変化や、市区町村等の他団体の動向を踏まえ検討していく。</p>	
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 26 号の 1 新砂 3 丁目都有地や周辺の都有地に特養ホームと障害者施設整備促進を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)新砂 3 丁目や周辺の都有地に障害者施設を整備すること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 26 日</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>新砂 3 丁目の都有地について、東京都としては、現段階で具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があることから、現時点で区に貸し出す予定はないとのことである。</p>	<p>5 陳情第 26 号の 2 趣旨（2）は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託</p>

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 29 号 「児童館に関する運営方針の改定」を見直し、児童館の縮小・廃止をしないよう求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)子ども家庭支援センターと隣接する児童館を廃止しないこと (2)児童館縮小計画を再考し、こどもたちの居場所として機能するよう、こどもや地域住民、区民の意見を十分に汲み取ること (3)児童館・子ども家庭支援センターそれぞれが児童福祉としての役割を發揮できるように縮小・廃止ではなく拡充すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和 5 年 6 月 15 日</td> <td>令和 5 年 10 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 12 月 13 日</td> <td>令和 6 年 3 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 18 日</td> <td>令和 6 年 10 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 12 月 4 日</td> <td>令和 7 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 6 月 30 日</td> <td>令和 7 年 10 月 7 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 12 月 4 日</td> <td>令和 8 年 3 月 9 日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>「児童館に関する運営方針」は、行財政改革計画に基づく取り組みとして、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用することを踏まえて令和 3 年 2 月に改正し、その後の社会状況の変化を踏まえ、令和 7 年 3 月に再度改正を行った。</p> <p>今後も引き続き本方針に則って、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援を目指し、こどもの居場所としての児童館運営に取り組んでいく。</p>	令和 5 年 6 月 15 日	令和 5 年 10 月 11 日	令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日	令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日	令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日	令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日	令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日	
令和 5 年 6 月 15 日	令和 5 年 10 月 11 日													
令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日													
令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日													
令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日													
令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日													
令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日													

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 37 号の 1 給食への有機食材導入に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)保育園における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てること (2)趣旨 1 の実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>給食には新鮮で安全な食材を使用することが望ましいが、有機食材は安定供給や価格面で課題がある。 令和 5 年度の実態調査では、一部の保育所で有機食材が使用されていたが、発注時に指定していない、入手できるときに使う程度、一般に公表できるほど使用していない、公表は運営法人の判断であり園単独では判断できないなどの声があった。 令和 6 年度には、区立保育園で有機栽培米を使用した補食を提供したが、以下の課題が浮き彫りになった。 (1)有機食材を安定して取り扱える事業者が少ない。 (2)供給が不安定で調達の可否が不透明。 (3)調達価格が通常の食材の 2 倍以上で、財政負担が大きい。 令和 7 年度においても、区立保育園で同様の取組を行い、児童からは好評であったほか、保育士・栄養士からは有機の意義や環境配慮についての学びにつながったとの評価があった。一方、有機米については、コスト面及び安定調達の課題が引き続き認識されている。</p>	<p>5 陳情第 37 号の 2 趣旨(3)(4)は文教委員会付託</p>

	<p>これらの点を踏まえ、当陳情への対応は慎重に検討する必要がある。なお、有機食材の有効性について、エビデンスは明らかでない。</p>	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 45 号 子どもたちが活発に遊べる空間をもつ全天候型施設の江東区児童会館と有明児童館の新設を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること (2)新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの幅広い年齢層が目的別に利用できるようにすること (3)新設の児童会館は、屋内運動場を有し、フロアを様々な活用できる大型児童交流施設とすること (4)新設の児童会館は、児童は原則利用料無料とし、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること (5)新設の児童会館は、子どもの権利条約第 31 条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとする</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>住吉の児童会館は平成 30 年度に閉館し、現在は、住吉子ども家庭支援センターとこども図書館を合築した複合施設「こどもプラザ」として令和 4 年度にオープンした。 区内に児童会館及び児童館を新たに整備するという計画はないが、「児童館に関する運営方針」に基づき、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援に取り組んでいく。</p>	

<p>(6)新設の児童会館は、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7)有明地域に児童館を設置すること</p> <p>(8)地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日</p>		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 56 号の 1 障害者や高齢者の家族が直接専属ヘルパーを雇用契約できる専属ヘルパー制度を設けることを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)重度訪問介護認定を受けた障害者、認定を受けていなくても支援や介護を要する障害者が直接ヘルパーを雇用契約できる制度を設けること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 7 日</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下の通りである。</p> <p>重度訪問介護などのヘルパー派遣については、障害者総合支援法の枠組みの中で、東京都より指定された事業所による管理指導の下、利用者の安全性確保や個別具体的な対応を含め、適正なサービスが提供されている。また、サービス提供が不適切な場合については、区から事業所へ指導を行っているほか、他の事業所への変更も可能なため、新しいヘルパー制度を設ける考えはない。</p>	<p>5 陳情第 56 号の 2 趣旨(2)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託</p>

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第73号 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨(1)については区に働きかけ、趣旨(2)については記載の内容とする意見書を都及び国に提出してください。 (1) 今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化すること (2) 区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、趣旨(1)と同様の法整備を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日</p>	<p>1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)火葬場の経営主体は、持続性や非営利性を確保するため、国の通知を踏まえ、区の条例及び規則により、地方公共団体か本区に事務所を置いて7年以上経過している宗教法人、公益法人に限るとしている。そのため、区内に陳情の内容にある株式会社の民営火葬場が新設されることはない。</p> <p>(2)民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応は困難である。</p> <p>(3)令和6年8月26日付にて、特別区長会から厚生労働大臣に火葬場の経営に関する緊急要望が行われ、その中で、収支の透明性や非営利性の確保の法定化が要請された。</p> <p>(4)陳情の理由にある民間事業者による火葬場経営が利益追求の手段となっている旨を受け、所管区による確認の結果、公益目的に</p>	

	<p>反する行為が認められないことが確認されたので、区長会に報告するとともに、事業者には引き続き適正な火葬場の経営・管理を要望した。</p> <p>(5)令和7年11月25日付にて、都と特別区長会から厚生労働大臣に民間経営の火葬場の経営管理に関する要望が行われ、その中で、「墓地、埋葬等に関する法律」の改正を念頭に、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法令上明確に示すことなどが要請された。</p>	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第92号 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情（同趣旨の陳情外4件 5 陳情第93号～同第96号）</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、対応してください。 (1)保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を国に提出すること (2)保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める要望書を国に提出するよう、都に意見書を提出すること (3)保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を国に提出するよう、都議会に働きかけること</p>	<p>1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 令和5年12月11日に開催された国の会議において、令和6年度から、4・5歳児について、児童と保育士の割合を30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けること、併せて最低基準の改正を行うことが示された。加えて経過措置として当面の間は従前の基準により運営することも妨げないとされた。 また、国は令和7年度に、1歳児の職員配置を改善した事業者に対して公定価格上の加算措置を行うとしている。 区としては、職員配置基準は国が適切に定めるべきものと認識しており、引き続き国の動向等を注視していく。</p>	

3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日		
----------------------------	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第98号 認可保育園の保育の質を確保するために保育所運営費に対し保育士の人件費比率を定める区のガイドラインの策定を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 (1)保育園職員の処遇改善を示す区独自のガイドラインを策定すること (2)人件費比率が60%以下の保育園に対し、実態調査と改善を求める監査を実施すること (3)保育園の民営化計画を中止すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日</p>	<p>1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>趣旨1及び2については、保育所ごとに職員の年齢構成や経験年数などの状況が異なるため、人件費の割合のみをもって適否を判断することは困難と考えており、実態調査や改善を求める監査の実施、区独自のガイドラインを策定することについては、現時点では考えていない。</p> <p>なお、保育士等の処遇については、引き続き、国の公定価格における処遇改善加算や都の保育士等キャリアアップ補助等により支援を図っていく。</p> <p>趣旨3については、区では民営化により、保育運営の柔軟性や効率性が高まり、区立では実施していない保育サービスを提供するなど、保育の質の向上が図られるものと認識しており、今後も、区立保育園の民営化を進めていく。</p> <p>なお、第三次民営化計画に基づく、今後の民営化予定園は亀高第二保育園である。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考										
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 102 号 潜在看護師を活用する意見書提出に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 パンデミックや自然災害に対応するため、潜在看護師を活用することを求める意見書を厚生労働省に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 13 日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和 5 年 12 月 13 日</td> <td>令和 6 年 3 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 18 日</td> <td>令和 6 年 10 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 12 月 4 日</td> <td>令和 7 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 6 月 30 日</td> <td>令和 7 年 10 月 7 日</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 12 月 4 日</td> <td>令和 8 年 3 月 9 日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>看護師の確保については、平成 4 年に制定された看護師等の人材確保の促進に関する法律に定める基本指針に基づき、国は看護師等の養成、処遇の改善、研修等による資質の向上、就業促進に取り組んでいる。</p> <p>東京都においても、平成 5 年に開設した東京都ナースプラザにおいて、離職した看護師に対して看護師等の届出の受付、無料職業紹介や就業相談、復職支援、定着支援の研修などを行っている。また、令和 7 年度には、有事の際に支援活動を行える看護職員の裾野を拡大するため、都独自に、潜在看護師等を対象にした登録制度が開始された。</p>	令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日	令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日	令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日	令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日	令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日	
令和 5 年 12 月 13 日	令和 6 年 3 月 8 日											
令和 6 年 6 月 18 日	令和 6 年 10 月 8 日											
令和 6 年 12 月 4 日	令和 7 年 3 月 10 日											
令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 10 月 7 日											
令和 7 年 12 月 4 日	令和 8 年 3 月 9 日											

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 109 号の 2 区が区民に対して公営火葬サービスを提供していないことに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨(1)については区に働きかけ、趣旨(2)については記載の内容を含む意見書を国及び都に提出してください。 (2)火葬場の運営や料金の適正化を図るため、火葬料金を届出制とする法整備をすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日</p>	<p>1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応は困難である。</p> <p>(2)令和 6 年 8 月 26 日付にて、特別区長会から厚生労働大臣に火葬場の経営に関する緊急要望が行われ、その中で、収支の透明性や非営利性の確保の法定化が要請された。</p> <p>(3)陳情の理由にある民間事業者による火葬場経営が利益追求の手段となっている旨を受け、所管区による確認の結果、公益目的に反する行為が認められないことが確認されたので、区長会に報告するとともに、事業者には引き続き適正な火葬場の経営・管理を要望した。</p> <p>(4)令和 7 年 11 月 25 日付にて、都と特別区長会から厚生労働大臣に民間経営の火葬場の経営管理に関する要望が行われ、その中で、「墓地、埋葬等に関する法律」の改正を念頭に、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法令上明確に</p>	<p>5 陳情第 109 号の 1 趣旨(1)は企画総務委員会付託</p>

	示すことなどが要請された。	
--	---------------	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 養育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第 111 号 江東区こどもプラザの拡充と安全対策の改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 以下の項目について陳情いたします。 (1)江東区こどもプラザ利用者が安心して利用できるように安全対策を講じること (2)廃止された江東区児童会館や亀戸第二児童館で実施していたあそびを通じた小中高生の居場所事業を継続すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月20日</p>	<p>1 審査経過 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)4階の多目的フロアにおいては、平日放課後の時間帯や週末に多くの小中高生の利用があり、安全確保のため職員を常時配置し見守りを行っている。また、時間入替制の導入や混雑時の人数制限、目的ごとのエリア分けなど、利用者の意見や要望を取り入れた利用ルールを設定し事故防止に取り組んでいる。引き続き、利用者の安全確保に努めていく。</p> <p>(2)旧児童会館・児童館で行っていた各種事業はこどもプラザ開設に伴い終了したが、こどもプラザにおいても運営事業者が利用者の要望を取り入れながら、ダンスプログラムなど独自のプログラムを展開している。また、福祉の専門資格を有する職員を置くことで学校や家庭の悩みなどに対応する体制を整えている。引き続き、こどもプラザが小中高生にとっての居場所となるように環境整備やプログラムの充実を図っていく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第3号 コミナティ筋注6ヶ月～4歳用における、有効性及び安全性を担保するための措置並びに予防接種健康被害申請数に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)国の特例承認で認可され、接種が進められているコミナティ筋注6ヶ月～4歳用における、有効性及び安全性を担保するための措置が、どのように実行されているのか、区民にわかりやすく説明すること (2)新型コロナウイルスワクチン接種による、区への予防接種健康被害救済制度の申請数と、国から認定され、区へ報告が届いている人数を明らかにすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日</p>	<p>1 審査経過 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)当該ワクチンの添付文書の承認条件に、「臨床試験の成績が得られた際には、有効性及び安全性に係る情報について、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう、国の情報発信に協力すること」と記載されている。区としては、必要な情報を区ホームページで掲載しているほか、最新の情報にアクセスできるよう厚生労働省のホームページへリンクを貼り、新たな情報について遅滞なく入手できる体制を整えている。</p> <p>(2)新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害救済制度では、ワクチン接種と健康被害の因果関係について、国の予防接種審査分科会で審議されているところである。全国の審議結果については厚生労働省、東京都の審議結果については東京都のホームページで閲覧可能となっており、本区の状況については厚生委員会において報告してきているところである。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第4号 パンデミック条約並びに国際保健規則の改定に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨(1)については区に働きかけ、趣旨(2)については記載の内容を含む意見書を国に提出してください。 (1)WHO加盟国が、今年5月に開催されるWHO総会において成立を目指している、パンデミック条約並びに国際保健規則について、区民にわかりやすく説明すること (2)パンデミック条約締結並びに国際保健規則改定に係る情報開示をすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日</p>	<p>1 審査経過 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)国際条約締結および規則改正については、WHO加盟国間における政府間交渉会議によって行われており、区は関わっておらず説明する立場にない。</p> <p>(2)政府間交渉会議の結果概要や交渉テキストの主な内容などは、厚労省や外務省のホームページに記載されており、どこまで記載するかは相手国政府との交渉もあることから国が判断すべきものである。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども政策推進担当課長

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第 18 号 少子化対策の財源について抜本の見直しを求める日本国政府への意見書の提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 少子化対策の抜本的な見直しを求める意見書を国へ提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 4 月 17 日</p>	<p>1 審査経過 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>少子化対策の財源について、国のこども未来戦略では、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこと及び消費税などにおいて、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税はしないことが示されている。また、こども未来戦略の基本理念の一つである若い世代の所得を増やすことについては、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組を進めることなども示されているところである。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第 47 号 自己増殖型コロナワクチン（レプリコンワクチン）の使用中止を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 令和 6 年 10 月から始まる新型コロナワクチン定期接種に使用される自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）の使用を中止するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 9 月 10 日</p>	<p>1 審査経過 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 令和 7 年 6 月 30 日 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和 6 年 4 月 1 日を以て予防接種法上の取り扱いが、接種の努力義務がある特例接種から、努力義務がなく個人の疾病予防が目的の B 類疾病に切り替わったところである。</p> <p>また、令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、5 つの会社の製品が厚生労働省の審査を経て承認されており、どの製品を使うかは主治医と被接種者が十分な説明と同意のもとで選択するものである。</p> <p>いずれの製品も正式な手続きを経て国に承認されたものであり、区としては特定の製品を排除する考えはない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課
 こども未来部 保育政策課
 こども未来部 保育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第 55 号 保育・教育の充実を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)地域の保育水準となる公立保育園の縮小や民営化をこれ以上進めないこと (2)江東区独自の施策として、1歳児をはじめ、全ての年齢の職員配置基準をさらに改善すること (3)ゼロ歳児保育の実施にかかわらず、全ての保育園で、看護師を配置している場合には補助をつけること (4)私立認可保育所の欠員補助を3月まで延長すること (5)認証保育所の定員割れ対策として、欠員補助を実施すること (6)未就園児の定期預かり事業において、安全な保育が保障されるよう、職員の配置基準を引き上げること</p>	<p>1 審査経過 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)保育定員の見直しなど、現在の入所状況や将来的な保育需要等を踏まえた規模の見直しを行っていく。第三次民営化計画に基づき令和10年4月に1園を民営化することが決定しており、現計画を取りやめる予定はない。 (2)職員配置基準は国が設定すべきであり、区独自の基準は設けない。国は、令和7年度以降に1歳児の職員配置基準を改善すると示しており、国の動向等を注視し、変更があれば適切に対応する。 (3)0歳児保育では、健康観察や医師との連携が特に重要なため、看護師配置に対して補助を実施している。東京都の補助も同様の趣旨で行われており、現時点では医療的ケア児の受入れ以外での看護師配置の補助は考えていない。 (4)認可保育所で欠員が出た場合、特に定員を満たしにくい4月から9月まで欠員児童に係る経費を補助している。また、利用定員制度を活用し、余剰人員の適切な活用と委託費の支払いによる園運営の安定化に取り組んでおり、欠員児童に係る経費の補助期間の延長は予定していない。</p>	

<p>(7)未就園児の定期預かり事業の対象施設として、認証保育所及び地域子育て支援団体を認めること</p> <p>(8)地域で子育て支援活動を行っている非営利法人を、江東区の子育て支援事業の補完的役割をしてきた団体として認め、助成すること</p> <p>(9)地域児童館の縮小・廃止を進めないこと</p> <p>(10)こどもの文化・芸術の活動センターの建設を進めること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日</p>	<p>(5)認証保育所は随時入所希望者を募集し、受け入れることが可能なため、欠員補助を行うことは想定していない。運営費の賃借料加算や処遇改善加算は都の補助要項等に基づき支給単価が定められており、変更予定はない。また、一時保育の利用料は運営主体が独自に確保するため、補助を行う考えはない。</p> <p>(6)職員配置基準の変更を区独自で行う考えはないが、事業の実施に当たっては、こどもの安全を十分に配慮した受入れ体制を検討する。</p> <p>(7)未就園児の定期預かり事業を試行実施しているところであり、現時点で認証保育所や地域子育て支援団体に対象を広げる予定はないが、令和8年度から本格実施する国のこども誰でも通園制度の検討状況を注視し、検討していく。</p> <p>(8)令和7年度より、区内でこどもや子育て家庭を支援する活動を行うNPOやボランティア団体等を対象に、その活動経費を助成する事業を開始した。</p> <p>(9)「児童館に関する運営方針」は、行財政改革計画に基づく取り組みとして、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用することを踏まえて令和3年2月に改正し、その後の社会状況の変化を踏まえ、令和7年3月に再度改正を行った。</p> <p>本方針は、児童館の縮小・廃止を進めるための方針ではなく、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援を目指す方針であり、今後も引き続き本方針に則って、こどもの居場所としての児童館運営に取り組んでいく。</p> <p>(10)区内に児童会館及び児童館を新たに整備するという計画はないが、「児童館に関する運営方針」に基づき、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援に取り組んでいく。</p>	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

生活支援部 保護第一課
生活支援部 保護第二課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第4号 生活保護基準額を引き上げをを求める意見書提出の陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 生活保護基準額を物価高に見合うよう10%以上引き上げをを求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年1月20日</p>	<p>1 審査経過 令和7年3月10日 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>本陳情で引上げが求められている生活保護基準については、社会保障審議会に設置された生活保護基準部会における専門的かつ科学的見地からの検証を踏まえ、国が必要に応じて改定を行っている。</p> <p>直近では令和4年度において見直しがなされたが、見直しの際に用いた令和元年の全国家計構造調査の結果以降、物価上昇の影響等について見極めが困難であったことから、令和5年度及び令和6年度の当面2年間の臨時的・特例的な対応として、1人当たり月額1,000円を加算するとともに、加算を行ってもなお減額となる世帯には、従前の基準額を保障することとされ、本区においても特例加算等を行ってきた。</p> <p>国は、令和7年9月でその対応を終了するとしていたが、令和7年度及び令和8年度の当面2年間についても臨時的・特例的な措置として、1人当たり月額1,500円を加算を決定、令和8年10月からは月額2,500円を加算に改定する予定であり、加算を行ってもなお減額となる世帯には、従前の基準額を保障することとしている。</p> <p>なお、令和9年度以降の生活保護基準については、生活保護基準部会での検証が1年前倒しで令和8年度に実施されることとなっている。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第26号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針が適正かつ積極的に運用されるよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月29日</p>	<p>1 審査経過 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>令和7年2月18日付にて発出された国の指針、いわゆる「あはき・柔整広告ガイドライン」を踏まえ、同年4月24日付にて区内の関係施術所に対し、ガイドラインの趣旨の確認と遵守に関する通知を行うとともに、区のホームページを活用し、周知に努めている。</p> <p>併せて、新規施術所開設にあたっては、相談や検査の際にガイドラインの遵守を指導するとともに、既存施術所の違反に対しては、ガイドラインの趣旨を説明するとともに、改善指導を行っている。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 27 号 電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、国に意見書を提出してください。 (1)行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置、保護と周知を行うこと (2)電磁波過敏症及び電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進すること (3)地域内の携帯基地局の所在地を明記し住民に知らせること (4)海外の規制値と国内の規制値を比べ、なぜ現在大きな隔たりがあるのかを調べるとともに、電磁波の人体への影響を考慮し、危機意識の高い国々の水準に合わせた法改正を行うこと</p>	<p>1 審査経過 令和7年6月30日 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>国や世界保健機関は、電磁波過敏症の症状を電磁界暴露と結びつける科学的根拠はないとの見解である。電磁波過敏症の治療に当たっては、医療専門家と協力して症状の軽減を行うことが適切であると考えられるとしている。</p> <p>また、電波が人体に与える影響については、科学的知見を基に、十分な安全率を考慮した安全基準として電波防護指針が策定されている。この指針で定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会等が策定している基準値と同等のものであり、この基準値を満たしていれば、人体への安全性が確保されるというのが、世界保健機関や国際非電離放射線防護委員会等の機関における国際的な考えとなっている。</p>	

3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月30日		
----------------------------	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 46 号の 1 保育・学童保育・教育の充実を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)質の高い保育を守るために、保育施設の人件費比率ガイドラインを制定すること。 (2)保育人材確保支援事業補助金を引き上げること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 9 月 8 日</p>	<p>1 審査経過 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)保育所ごとに職員の年齢構成や経験年数などが異なるため、人件費の比率や割合のみをもって適否を判断することは困難であり、現時点では人件費比率のガイドラインの制定は考えていない。引き続き、保育士等の処遇改善、確保や定着支援、働きやすい環境づくりなどを通じ、保育の質を確保していく。</p> <p>(2)保育人材の確保や定着には多面的な支援策が必要となることから、保育人材確保支援事業補助金の引上げについては、他の支援事業も含め、活用実績や効果等を分析し検討していく。</p>	<p>7 陳情第 46 号の 2 趣旨(3)(4)は文教委員会付託</p> <p>7 陳情第 46 号の 3 趣旨(5)は建設委員会付託</p>

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第48号 『乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）』に関わる陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 乳児等通園支援事業に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)対象施設は江東区独自の職員配置を満たしている施設に限ること (2)定期利用を基本とすること (3)実施方法は専用室独立実施の一般型を基本とすること (4)人員配置については、ゼロ歳児は1対1、1・2歳児は2対1とし、全て有資格者とする (5)事前面談の確実な実施のため、人員配置を固定化できるよう人件費を補助すること</p>	<p>1 審査経過 令和7年10月7日 令和7年12月4日 令和8年3月9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況に関わらず、未就園児が月一定時間、保育施設等を利用できる制度であり、令和8年度から全国の自治体で実施される。</p> <p>(1)(4)については、国が示す基準を基本として、安全性と保育の質を確保できる受入れ体制の整備を進める。</p> <p>(2)については、こどもの環境適応や現場負担を考慮し、定期利用を基本とする。</p> <p>(3)については、専用室独立実施の一般型だけでなく、空き定員を活用した余裕活用型のニーズもあることから、両方式を選択できる仕組みについて検討している。</p> <p>(5)については、こどもの状況を事前に把握し、一人一人に合わせた丁寧な対応を行う上で重要であるため、着実に実施できる仕組みや体制づくりについて検討している。また、私立園への加算措置や、区立園での職員の加配について検討している。</p> <p>(6)については、本制度が継続的な利用によるこどもの発達支援や保護者の孤立感解消を目的とする一方、一時保育は緊急時やリフレッシュなどの非定期的なニーズに対応するものであり、目的や役割の違いを分かりやすく周知し、適切なサービス利用につなげる。</p>	

<p>(6)現在行われている「リフレッシュひととき保育」や「未就園児の定期的な預かり事業」について、本事業との整合性を図り、現場に無理のない制度設計とすること</p> <p>(7)事業を実施する施設を定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言・援助を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月8日</p>	<p>(7)については、制度開始後、実施施設への定期的な確認や助言を行い、適切な運営を確保する。</p>	
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 49 号の 1 『放課後児童健全育成事業（いわゆる「放課後児童クラブ（きっずクラブB登録）」）』に関わる陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 こどもが主体的に生活を営むことが出来るよう、下記の事項について、区に働きかけてください。 (5)保育所等訪問支援事業において、保護者に周知を図るとともに、心理職に限らず、こどもの支援に関する知識及び相当の経験を持つ専門職を派遣すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 9 月 8 日</p>	<p>1 審査経過 令和 7 年 10 月 7 日 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>保育所等訪問支援事業は民間を含む 5 事業所が実施しており、保護者には、区のホームページや各種リーフレットを配布するなど、周知に努めている。</p> <p>また、こども発達支援センターにおいて、こどもが抱える具体的な課題に応じて、専門職の派遣を既に実施している状況である。</p>	<p>7 陳情第 49 号の 2 趣旨(1)から(4)は文教委員会付託</p>

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

福祉部 福祉課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 55 号 東京大空襲の被害が甚大だった江東区で、国に先駆け一刻も早く空襲被害者救済を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 東京大空襲に関する下記の事項について、趣旨 1 については記載の内容を含む意見書を国に提出し、趣旨 2 については区に働きかけてください。 (1)東京大空襲により家や家族の被害と自ら心身の傷跡を抱えて生きてきた人々に、一刻も早く被害者救済の補償を行うこと (2)国に先駆け、調査を開始するとともに被害者救済補償を実現すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 10 月 14 日</p>	<p>1 審査経過 令和 7 年 12 月 4 日 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)空襲等による民間の被害者に関して、恩給や弔慰金等の援護は行われておらず、今なお心身の障害等に苦しんでいる方々がいらっしゃることは認識している。しかし、国家間の戦争により被害を受けた方々の救済は、国の責任において議論や検討が行われるべきであり、現時点で国に対して救済を進めるよう申し入れを行う予定はない。</p> <p>(2)(1)と同様に区独自で実施する予定はない。なお、区としては、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、平和事業や戦争体験の伝承に関する取り組みを引き続き実施していく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 70 号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動等の環境整備を求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 21 日</p>	<p>1 審査経過 令和 8 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>日本では、臓器の移植に関する法律において臓器売買を禁止し、死体からの臓器あっせんには厚生労働大臣の許可を義務付けているが、移植を目的とした渡航行為そのものを直接規制する規定は設けられていない。</p> <p>国は、各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきであるという国際的な原則に基づき、本人の意思表示を基本とした上で、脳死下での臓器提供やその移植がより一層国内において推進されるよう、引き続き、国民への周知啓発や国内の体制強化を進めていくこととしている。</p> <p>区としては、区民への情報提供と意識啓発に取り組んでいく。</p>	